埼玉県・さいたま市企画調整協議会設置要綱

（設置）

第１条　埼玉県（以下「県」という。）及びさいたま市（以下「市」という。）は、より一層緊密な連携と協調を図るため、県市にわたる政策課題や県市相互の重要施策に関して、意見交換や企画調整を行う埼玉県・さいたま市企画調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について、意見交換及び企画調整を行う。

（１）県市にわたる政策課題で県市間の調整が必要なもの

（２）県市の重要施策で相互の連携が必要なもの

（３）その他

（構成）

第３条　協議会は、次に掲げる職にある者をもって構成するほか、必要に応じて、議題に関係する部長又は局長が会議に出席する。

（１）埼玉県　企画財政部長、企画財政部副部長、企画財政部地域政策局長

（２）さいたま市　都市戦略本部長、都市戦略本部総合政策監、財政局財政部長

（会議）

第４条　協議会は、県または市が必要に応じ招集し、開催するものとする。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、県にあっては企画財政部、市にあっては都市戦略本部において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県及び市が協議して定める。

附　則

この要綱は、平成２４年１月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。